

## にほんうなぎの流通の透明化

### 知事対応としての考え方

- うなぎ資源に関する関係各国との国際的な資源管理の取り組みや、国内における資源管理の推進など国の対応を評価しつつ、にほんうなぎ資源の適正な管理と持続的な利用を図るため、国が主体となって、にほんうなぎの流通の透明化を図るための仕組み（トレーサビリティシステム）を構築するよう、知事に提言していただく

【相手方】（知事対応）水産庁長官

### これまでの取り組み状況

- にほんうなぎは、全国的に漁獲量の減少が続き、平成25年に環境省が、平成26年に国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧種に指定するなど資源の枯渇が危惧。
- こうした中、国は平成24年度から、にほんうなぎ資源を利用する中国、韓国、チャイニーズタイペイとの間で資源管理に関する協議を重ね、平成26年9月に資源管理に関する共同声明を発出。政府間協議の実施及び官民合同の会合を継続して開催。
- 国内においては、平成27年6月にうなぎ養殖業を農林水産大臣の許可を要する指定養殖業とし、上記の共同声明に基づき国内のしらすうなぎの池入れ数量の上限を21.7トンに定めた。また関係県に対しては、毎年しらすうなぎ採捕数量報告の適正化や採捕期間の設定、採捕に関する取締りなど、資源管理の推進に関する技術的助言を発出。
- 本県では、国の技術的助言をもとに、10月から3月までの間、うなぎの採捕を禁止するとともに、しらすうなぎの特別採捕については、毎年度取扱方針を定め、採捕期間や採捕数量などを規制するとともに、しらすうなぎ流通センターへの一元集荷を指導。
- しかしながら、密漁が後を絶たず、悪質、巧妙化する中で、県としても、毎年11月下旬から5月上旬までの間、県警等とも連携し重点的に取締りを実施しているが、違法に採捕されたしらすうなぎは流通センターに出荷されず、県内外に流出。
- 平成29年度のしらすうなぎ特別採捕は、未曾有の不漁により、養殖用のみならず河川放流用種苗の確保も懸念されたことから、非常事態と判断し、採捕期間を15日間延長したが、今後、種苗の安定的な確保はもとより、種苗生産県としての優位性を活かすためにも、トレーサビリティシステムの構築は不可欠。

### 目標（評価の基準）

◎にほんうなぎのトレーサビリティの構築

### 市町村・関連団体等の意見

--

【担当課室及び東京事務所担当者】

	水産振興部 漁業管理課	東京事務所
担当者 職・氏名	課長 池 卓也 副参事 織田 純生	農業・水産振興担当チーフ 北村 礼子